国民の保護に関する基本指針の一部変更について

令和８年10月30日
閣　議　決　定

武力撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第32条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針（平成17年３月25日閣議決定）の一部を別紙のとおり変更する。

この措置は、令和８年11月２日から実施する。

（別紙）

国民の保護に関する基本指針の一部変更

令和８年１０月

この報告は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第３２条第６項において準用する同条第４項の規定に基づき、国会に報告するものである。

国民の保護に関する基本指針の一部変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第３２条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針（平成１７年３月２５日閣議決定）の一部を次のように変更する。

第１章４(2)中「警察庁、内閣府」を「防災庁、警察庁」に改める。

第４章第１節２(4)①中及び同節５(3)中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第４章第２節２及び３(2)中「国〔」の次に「防災庁、」を加える。

第４章第７節１中「内閣府」を「防災庁」に改め、同節２中「厚生労働省、農林水産省」を「防災庁、厚生労働省、農林水産省」に、「内閣府」を「防災庁」に改める。

この措置は、令和８年１１月２日から実施する。

理　　由

防災庁設置法（令和８年法律第６１号）等の施行に伴い、記述の修正を行う必要があるからである。

参考

国民の保護に関する基本指針の一部変更について　新旧対照表

○国民の保護に関する基本指針（平成１７年３月２５日閣議決定）（抄）

（下線部分は今回変更部分）

変　更　案	現　行
第１章　国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針	第１章　国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針
（略）	（略）
○国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びそれぞれその国民保護計画又は国民保護業務計画に基づき、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。	○国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びそれぞれその国民保護計画又は国民保護業務計画に基づき、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。
１～３　（略）	１～３　（略）
４　関係機関相互の連携協力の確保	４　関係機関相互の連携協力の確保
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制	(2)　国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制
○国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、ＮＢＣ攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努めるものとする。特に、国〔内閣官房、消防庁、防災庁、警察庁、国土交通省〕は、地方公共団体	○国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、ＮＢＣ攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努めるものとする。特に、国〔内閣官房、消防庁、警察庁、内閣府、国土交通省〕は、地方公共団体

相互の広域的な連携体制の整備の推進に努めるものとする。	相互の広域的な連携体制の整備の推進に努めるものとする。
（略）	（略）
(3)　（略）	(3)　（略）
５～９　（略）	５～９　（略）
第４章　国民の保護のための措置に関する事項	第４章　国民の保護のための措置に関する事項
第１節　住民の避難に関する措置	第１節　住民の避難に関する措置
１　（略）	１　（略）
２　避難措置の指示	２　避難措置の指示
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4) 避難に当たって配慮すべき事項	(4) 避難に当たって配慮すべき事項
①　避難に当たって配慮すべき地域特性等	①　避難に当たって配慮すべき地域特性等
（略）	（略）
○沖縄県の住民の避難については、沖縄本島や本土から遠距離にある離島における避難の適切な実施のための体制づくりなど、国が特段の配慮をすることが必要である。このため、国は、九州各県及び山口県を始めとする地方公共団体との広域的な連携体制を整え、沖縄県及び沖縄県下の市町村と協力しつつ、次のような配慮を行うことが必要となるものである。	○沖縄県の住民の避難については、沖縄本島や本土から遠距離にある離島における避難の適切な実施のための体制づくりなど、国が特段の配慮をすることが必要である。このため、国は、九州各県及び山口県を始めとする地方公共団体との広域的な連携体制を整え、沖縄県及び沖縄県下の市町村と協力しつつ、次のような配慮を行うことが必要となるものである。
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
エ　県外での避難住民の受入れ	エ　県外での避難住民の受入れ
・沖縄県の地理的条件等から、航空又は海上により県外へ避難することが適当な場合が生ずることも考えられるが、その場合には、国〔内閣官房、消防庁、防災庁、国土交通省〕は、沖縄県、九州各県及び山口県を始めとする地方公共団体と連携協力し	・沖縄県の地理的条件等から、航空又は海上により県外へ避難することが適当な場合が生ずることも考えられるが、その場合には、国〔内閣官房、消防庁、内閣府、国土交通省〕は、沖縄県、九州各県及び山口県を始めとする地方公共団体と連携協力し

て、適切な避難先地域の選定、避難住民の受入れに必要な準備等避難住民の受入体制を適切に整えるものとする。	て、適切な避難先地域の選定、避難住民の受入れに必要な準備等避難住民の受入体制を適切に整えるものとする。
（略）	（略）
○自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、国〔内閣官房、消防庁、防災庁、防衛省、外務省、警察庁、国土交通省、海上保安庁〕及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国は必要な調整を行うものとする。	○自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、国〔内閣官房、消防庁、内閣府、防衛省、外務省、警察庁、国土交通省、海上保安庁〕及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国は必要な調整を行うものとする。
（略）	（略）
②　（略）	②　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）
5　避難施設	5　避難施設
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3) 避難施設のデータベースの整備	(3) 避難施設のデータベースの整備
○国〔内閣官房、消防庁、防災庁〕は、対策本部長が行う避難措置の指示及び都道府県知事が行う避難の指示が的確かつ迅速に実施できるよう、また、避難施設を事態に応じて適切に活用できるよう、避難施設について把握しておくべき標準的な項目を定め、都道府県に示すものとする。	○国〔内閣官房、消防庁、内閣府〕は、対策本部長が行う避難措置の指示及び都道府県知事が行う避難の指示が的確かつ迅速に実施できるよう、また、避難施設を事態に応じて適切に活用できるよう、避難施設について把握しておくべき標準的な項目を定め、都道府県に示すものとする。
○都道府県は、標準的な項目に従って避難施設の情報を整理するよう努	○都道府県は、標準的な項目に従って避難施設の情報を整理するよう努

めるものとし、国〔内閣官房、消防庁、防災庁〕は、当該情報を取りまとめ、データベース化を図るよう努めるものとする。	めるものとし、国〔内閣官房、消防庁、内閣府〕は、当該情報を取りまとめ、データベース化を図るよう努めるものとする。
第２節　避難住民等の救援に関する措置	第２節　避難住民等の救援に関する措置
１　（略）	１　（略）
２　救援の実施	２　救援の実施
（略）	（略）
○国〔防災庁、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省等〕は、都道府県知事から救援を行うに当たって支援を求められたときは、救援に係る物資の供給のほか、物資の入手可能経路等の情報提供や専門知識を有する職員の派遣等の必要な支援を行うものとする。	○国〔厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省等〕は、都道府県知事から救援を行うに当たって支援を求められたときは、救援に係る物資の供給のほか、物資の入手可能経路等の情報提供や専門知識を有する職員の派遣等の必要な支援を行うものとする。
（略）	（略）
３　救援の内容	３　救援の内容
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
（略）	（略）
○都道府県知事は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、国〔防災庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省〕に物資の調達について支援を求めるものとする。	○都道府県知事は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省〕に物資の調達について支援を求めるものとする。
○国〔防災庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省〕は、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、飲料水、食品、生活必需品、燃料、通信機器等の供給を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における食品、生活必需品等の供給の確保について、	○国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省〕は、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、飲料水、食品、生活必需品、燃料、通信機器等の供給を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における食品、生活必需品等の供給の確保について、国は特段

国は特段の配慮を行うものとする。	の配慮を行うものとする。
(3)～(11)　(略)	(3)～(11)　(略)
4～6　(略)	4～6　(略)
第3節～第6節　(略)	第3節～第6節　(略)
第7節　訓練及び備蓄	第7節　訓練及び備蓄
1　訓練	1　訓練
○国及び地方公共団体は、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、関係機関の連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難・救援訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ国民保護計画等の見直し等を行い、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。また、国〔内閣官房、消防庁、防災庁等〕は、避難・救援訓練の実施を通じた国民保護措置の実施の円滑化を支援するものとする。	○国及び地方公共団体は、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、関係機関の連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難・救援訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ国民保護計画等の見直し等を行い、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。また、国〔内閣官房、消防庁、内閣府等〕は、避難・救援訓練の実施を通じた国民保護措置の実施の円滑化を支援するものとする。
(略)	(略)
2　備蓄	2　備蓄
(略)	(略)
○国〔防災庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省〕は、地方公共団体が国民保護措置を実施する際に必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行うことができるよう物資及び資材を備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。	○国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省〕は、地方公共団体が国民保護措置を実施する際に必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行うことができるよう物資及び資材を備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。
(略)	(略)

○国〔消防庁、防災庁、警察庁〕は、地方公共団体が国民保護措置の実施のために備蓄する物資及び資材の状況を把握するよう努めるとともに、その充実が図られるよう整備の促進に努めるものとする。 （略）	○国〔消防庁、内閣府、警察庁〕は、地方公共団体が国民保護措置の実施のために備蓄する物資及び資材の状況を把握するよう努めるとともに、その充実が図られるよう整備の促進に努めるものとする。 （略）